第十四条第一項の表第百十四条の四十二第一項の項を次のように改める。

第百十四条の四十二第一項	住所	住所又は個人番号
	受給権者異動届出書	受給権者異動届出書（転居したときは、受給権者異動届出書及び住所の変更に関する市町村長の証明書又は住民票抄本）
	連合会が知事等	存続組合が地方公共団体情報システム機構
第百十四条の四十二第二項各号列記以外の部分	住所	住所又は個人番号
	連合会が知事等	存続組合が地方公共団体情報システム機構

第十四条第一項の表第百十四条の四十二第三項の項を次のように改める。

第百十四条の四十二第三項	連合会	存続組合
	知事等	地方公共団体情報システム機構
	ものとする	ことができる
第百十四条の四十二第四項	連合会	存続組合
第百十四条の四十二第五項	連合会が知事等	存続組合が地方公共団体情報システム機構

第十四条第一項の表第百十四条の四十四第一項各号列記以外の部分の項を次のように改める。

第百十四条の四十四第一項各号列記以外の部分	法第四十五条第一項	平成九年経過措置政令第十二条第一項の規定により読み替えられた法第四十五条第一項
	連合会が知事等	存続組合が地方公共団体情報システム機構
第百十四条の四十四第一項第一号	住所	住所又は個人番号
第百十四条の四十四第二項	連合会が知事等	存続組合が地方公共団体情報システム機構

第十四条第二項中「第九十七条第一項」を「第九十七条第一項各号列記以外の部分」に、「以下同じ。」」を「存続組合をいう。以下同じ。」」とあるのは「」を「存続組合をいう。」に、「第百十四条の十第三項の項、第百十四条の二十二第三項の項」を「第百十四条第三項の項、第百十四条の二第二項の項、第百十四条の三の三第三項の項、第百十四条の三の四第四項の項、第百十四条の三の七第四項の項、第百十四条の六第三項の項、第百十四条の七各号列記以外の部分の項、第百十四条の十第三項の項、第百十四条の十三第三項の項、第百十四条の十五第三項の項、第百十四条の十六第二項の項、第百十四条の十六の二第三項の項、第百十四条の十六の三第三項の項、第百十四条の十九各号列記以外の部分の項、第百十四条の二十二第三項の項、第百十四条の二十六第五項の項、第百十四条の二十八第四項の項、第百十四条の二十八の二第二項の項、第百十四条の二十八の三第二項の項、第百十四条の三十一の十五第四項及び第百十四条の三十一の十六の項、第百十四条の三十二の十七の項、第百十四条の三十八、第百十四条の三十九第一項各号列記以外の部分及び第百十四条の四十第二項の項」を「第百十四条の三十二の十六第一項各号列記以外の部分の項、第百十四条の三十二の十七の項、第百十四条の三十八並びに第百十四条の三十九第一項各号列記以外の部分及び第三項の項、第百十四条の四十第二項の項」に、「第百十四条の四十一の項、第百十四条の四十二第三項」を「第百十四条の四十の二第四項の項、第百十四条の四十の四第一項各号列記以外の部分の項、第百十四条の四十の四第三項及び第百十四条の四十一の項、第百十四条の四十二第一項の項、第百十四条の四十二第三項の項、第百十四条の四十二第四項の項、第百十四条の四十二第五項の項、第百十四条の四十四第一項各号列記以外の部分の項、第百十四条の四十四第二項の項」に改める。

第十四条の二第一項各号列記以外の部分中「平成八年改正法附則第三十三条第一項に規定する」を削り、同項第一号中「及び」の下に「組合員の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五号に規定する個人番号（第三号において「個人番号」という。）又は」を加え、同項第三号中「生年月日及び」の下に「個人番号又は」を加える。

第三条　社会保障協定の実施に伴う国家公務員共済組合法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年財務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第七条を第九条とし、第六条を第八条とし、第五条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

（厚生年金保険の特例加入被保険者の資格取得の申出）

第五条　法第二十五条第一項の規定による資格取得の申出（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（第六条において「第二号厚生年金被保険者」という。）となる者に係るものに限る。）については、社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年厚生労働省令第二号。第六条において「社保厚労省令」という。）第二十条に定めるところによるものとする。この場合において、同条第一項各号列記以外の部分中「第一号厚生年金被保険者」とあるのは「厚生年金保険法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者」と、「機構」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」とする。

（厚生年金保険の受給権者の手続の特例）

第六条　厚生年金保険の受給権者の手続（第二号厚生年金被保険者に係るものに限る。）については、社保厚労省令第二十二条から第二十四条までに定めるところによるものとする。この場合において、次の表の上欄に掲げる社保厚労省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十二条第一項第一号	厚年規則	国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号。以下「国共規則」という。）第百十四条の規定により読み替えられた厚年規則
第二十二条第一項第二号	厚年規則	国共規則第百十四条の二の規定により読み替えられた厚年規則
第二十二条第一項第三号	厚年規則	国共規則第百十四条の三の規定により読み替えられた厚年規則
第二十二条第一項第十三号及び第二項	厚年規則	国共規則第百十四条の四の規定により読み替えられた厚年規則